

# 平成26年度 第10回政策推進会議報告

日 時 8月5日 9時30分～10時15分

場 所 4-1会議室

出席者 19人

## 1 平成26年度普通交付税及び臨時財政対策債の概要について

企画財政局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 普通交付税と臨時財政対策債の関係を見ると、臨時財政対策債が減ってきており、中長期的には好ましい傾向だ。ただ、普通交付税及び臨時財政対策債の算定額及び当初予算額の推移をみても、これらは積算するのが非常に難しいのが理解できるかと思う。私が市長に就任して以降、偶然にも、交付税の算定が当初予算と比べて上に振れることが続いており、決算ベースでは結果的にやや収支不足が埋まるということが続いている。しかし平成26年度は、交付税の算定が当初予算と比べ大きく上に乖離しているわけではないので、決算ベースでも収支不足が残る可能性がある。国の動向を見ても、地方歳出の抑制が非常に強く意識されており、ここ数年来のような大きな上振れは見込めないだろう。今後、予算ベースで収支不足を縮めるということをより一層意識しなければならない。

・尼崎市の特徴として、社会福祉費や高齢者保健福祉費の比重が他都市より大きいという点が挙げられるが、それらについても他都市と同様の指示伸び率で積算してきたため、結果として交付税の上振れが続いてきたものと思うが、交付税の当初予算編成のあり方をさらに研究すべきではないだろうか。

(市長) 予算との乖離をどう分析するかについては議会からも質問があるだろう。交付税の算定が予算と比べて下に乖離していた頃は、生活保護費を含め本市で比重が大きい項目について十分に措置されなかったということもあり、交付税の算定には難しい面もあるが、どういった根拠や考え方に基づき算定されているのかを明確にして対応していきたい。平成27年度以降は消費税の増税分を社会保障に充てることになっているが、年金にかなり充てられると思う。一定の伸びは見込まれるものの、交付税全体としてはかなり絞り込むという国の意思表示もあるので、市としても頑張っていきたい。今後の動向についても、情報が入り次第、随時知らせていただきたい。

## 2 尼崎東高等学校跡地の土地活用方針(素案)に対する市民意見公募手続の実施について

資産統括局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

・市民検討会における土地活用案が4案示されているが、住宅を提案しているのは1つのみで、他は公共施設中心の提案が多い。今回成案化するにあたり、住宅を中心とした案となっているが、子育て世帯の導入がより重要であるということについて、市民の理解が得られたということが。

昨年の4月に市民検討会を終え、この4案を提案していただいた。当初の案は、できる限り提案内容を尊重するという考えのもと進めていたが、元々この地域は第1種中高層住居専用地域ということで住居系を志向した土地利用がされており、子育てファミリー世帯が転出しているという市の課題も踏まえて、今回の案に至った。市民検討会をスタートした時点からそういった課題についても説明はしてきたが、市民検討委員の中には土地を提供した方もいて、そもそも土地を売るということに抵抗があるのが現実だ。素案にいたるまでに市民検討委員と意見交換をしたわけではなく、市民検討委員の了解を得て成案化するというプロセスをとっていない。そのため、市民説明会やパブリックコメントでも意見が出てくると思うが、丁寧に説明していきたい。

(市長)当初から、子育てファミリー世帯の定住・転入を促進していくこと、住居地域であること、公共施設の整備費用を捻出しなければならないことといった様々な問題があったが、それらを十分にプロセスに反映できなかったことが反省点である。

今回の案では、民間の力を活用するスペースが2.1haと多く取られているが、その中の憩い・交流スペースは、新たにできる住宅の住人だけではなく、地域の人たちが利用できる憩い・交流スペースが確保されるのか。

憩い・交流スペースは公園になる予定で、誘致距離が500mほどで一定のエリアをカバーする規模を想定している。尼崎東高等学校跡地の南西には中食満公園もあり、その位置も考慮している。

・総務消防委員会で市立尼崎東高等学校跡地の暫定利用等についての陳情が出ているが、校舎の解体撤去と併せて説明してほしい。

園田地域の少年サッカーチームの2団体から、市立尼崎東高等学校の跡地について、跡地活用が決定するまでの間、管理業務を地域団体等に委ね、暫定的に利用させてほしいという陳情が提出された。その一方で、校舎の窓ガラスが割られていたり、敷地内に不審者が侵入したケースがあったりと、地域住民からは早く校舎を解体撤去してほしいという要望を受けていた。陳情者に方針(素案)の今後のスケジュールを説明したところ、暫定利用が難しいことについて納得していただいた。また、解体撤去については最短のスケジュールで進めるべく、12月議会で補正予算を提案し、議決が必要な工事案件になるので議案も提出する。平成26年度末までには工事に着手したい。今後の取組の中で、各局に協力いただきながら進めていかなければならないことが多々あるので、ご協力をよろしくお願いしたい。

(市長)解体費用については市債を充てることができないのか。

道路整備事業の一環と整理して市債を充てることもできなくは無いが、難しいだろう。

・平成26年度の地方財政計画上、建築物の撤去について市債を充当できるという制度はある。制度は確かにあるが、マネジメント計画ができていないと市債の利用はできないので、現時点では適債性がない。

・解体費用は最終的には土地の売却益で相殺されるので、一時的な負担が生じるだけではないか。

想定している収支でいうと、市の負担は無い予定だ。

(市長)ファシリティマネジメントを進めていくにあたり、建替になる案件がいくつか出てくるが、その財源に売却益をいくら充てるのか、また、『あまがさき「未来へつなぐ」プロジェ

クト』で定めている財政のルールを超えないようにするためには、公共施設マネジメント計画での財政ルールが必要だ。今回の解体費用のように、いずれは相殺されることになるが、時間差により一時的な負担が生じるものについては、財政ルールを詰めていかなければならない。

### 3 その他

- ・ 防災担当局長から、台風 11 号について説明。
- ・ 企画財政局長から、100 周年記念事業のテーマ決定及びロゴ募集について説明。

以 上